解散公告

当社は、平成三十年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十日

島根県松江市矢田町二五〇番地二五

山陰ビジネスフォーム株式会社

代表清算人　米塚　功二

解散公告

当社は、平成三十年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十日

島根県浜田市熱田町一二五番地七〇

サポートプラン株式会社

代表清算人　島田　美信

解散公告

当社は、平成三十年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十日

広島県安芸郡府中町みくまり二丁目七番三号

合同会社笹木商店

清算人　笹木　義則

解散公告

当社は、平成三十年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十日

広島県呉市蒲刈町向一一一四番地の三

有限会社中吉汽船

清算人　森岡　伯文

解散公告

当社は、平成二十四年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十日

香川県観音寺市観音寺町甲一一三六番地の一の乙

有限会社熊野屋分店

清算人　横井　大典

解散公告

当社は、平成三十年一月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十日

長崎県佐世保市名切町四番一一号

株式会社豊本

代表清算人　坂本　系子

解散公告

当社は、平成三十年一月三十一日総社員の同意により解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、これに異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年二月二十日

宮崎県児湯郡新富町富田東一丁目四八番地

合資会社憩商店

清算人　阿南　博二

解散公告

当社は、平成二十九年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十日

鹿児島市南栄四丁目二二番地

有限会社三州育成牧場

清算人　上村　昌志

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十日

沖縄県沖縄市宮里三丁目八番六号

合同会社北西開発

代表清算人　又吉　好一

解散公告（第一回）

当法人は、責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十日

東京都杉並区松庵三丁目一二番一三号

日本基督教団曙教会

清算人　左近深恵子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年十二月三十一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十日

大阪府堺市堺区南花田口町二丁二番七号南野ビル五F五〇二　医療法人南野歯科医院

清算人　南野不二男

解散公告（第二回）

当法人は、平成三十年一月九日青森県知事の認可を受けて理事会における理事総数の三分の二以上の議決および評議員会の議決により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十日

青森県青森市浪岡大字浪岡字平野一三一番地

学校法人映徳学園

清算人　寺山　寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道帯広市西二五条南一丁目一四番地三六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　髙橋　真広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十日

事務所北海道帯広市西一六条南二七丁目一番地一

相続財産管理人　司法書士　神谷　芳昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南四条東五丁目一〇二九番地、最後の住所札幌市中央区南四条東五丁目一〇二九番地　豊ビル五〇四

被相続人　亡　泊　秀行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十日

札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地南大通ビルアネックス三階鈴木賢治法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　賢治